

第62回全国七大学総合体育大会

競技要項

競技名 スキー

令和 4年 12月 10日

| | | | | | | | |
|------------|---|----------|----------|------------|----------|--------|------|
| 1、大会名称 | 第62回全国七大学総合体育大会 の部 | | | | | | |
| 2、主催 | 北海道大学体育会、東北大学学友会体育部、東京大学体育会、名古屋大学体育会、京都大学体育会、大阪大学体育会、九州大学体育総務委員会 | | | | | | |
| 3、主管 | 東京大学運動会 部 | | | | | | |
| 4、参加大学 | 北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学 | | | | | | |
| 5、大会期間 | 12/28-1/3 | | | | | | |
| 6、開催会場 | 野沢温泉スキー場 | | | | | | |
| 7、参加資格 | <p>1 競技種目に参加する競技団体に所属する学生は、エントリー書類に必要事項が記載されていないといけない。</p> <p>2 正式種目の本戦に出場する選手は、本大会に参加する大学に所属し、当該大学に入学してから4年以内の学生でなければならない。但し、競技種目会議が認め、実行委員会が定める期限までに当該競技種目の種目委員から実行委員会へ報告があった場合、この限りではない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、競技種目会議が行った正式種目の本戦に出場する選手の認定について、これが不適当と判断した場合</p> | | | | | | |
| 8、大会形式 | 10, 競技規則に従う | | | | | | |
| 9、試合形式 | 10, 競技規則に従う | | | | | | |
| 10、競技規則 | <p>国立九大学スキー選手権大会規約 および 国立九大学スキー選手権大会規約細則に従う その他参照</p> <p>ただし特別事項として参加大学に、東京工業大学、一橋大学、神戸大学は含まない。個人順位も上記大学を除いて繰り上げられる。</p> | | | | | | |
| 11、競技進行予定 | | 12/28(水) | 12/29(木) | 12/30(金) | 12/31(土) | 1/1(日) | 1/2 |
| | 午前 | | フリー | 回転/ジャンプ台整備 | クラシカル | 大回転 | 純複;半 |
| | 午後 | 開会式 | | | | 公開飛躍 | 複;半 |
| 12、総合順位決定法 | <p>総合順位の決定は国立九大学スキー選手権大会規約細則第5条に従う。ただし前年度順位の比較は第57回全国七大学総合体育大会スキー競技の結果を用いる。</p> <p>各種目の得点は国立九大学スキー選手権大会規約第6条に従う。</p> | | | | | | |

| | |
|--------|--|
| 13、表彰 | 各男女別 個人種目については1-6位まで、リレー種目は1-3位まで表彰を行う。総合については1-3位まで表彰を行う。 |
| 14、その他 | |

立九大学スキー選手権大会規約

令和元年8月31日 現在

第1条 本大会は「国立九大学スキー選手権大会」と称する。

第2条 本大会は、京都大学、大阪大学、東京工業大学、一橋大学、名古屋大学、東京大学、

第3条 本大会の運営は主管校が全責任を負い、各校は京都大学、大阪大学、東京工業大学、

第4条 主管校は八月の最終土曜日に夏季会議を開くこととし、各校代表委員を招集する。やむ

第5条 夏季会議は、各校代表委員によって構成され、主管校の代表委員が委員長を務める。

第6条 競技は各年度一回行い、各種目の正シードには以下のとおり得点を与える。

1 リレーを除く男子の各種目は、上位10位に、1位11点、2位9点、以下1点ずつ下がり10

2 リレーを除く女子の各種目は、出走者数に応じて得点を変化させる。出走者が8名以上の

3 男女ともにリレー種目の得点は、リレーのエントリーチーム数をnとし、1位n+1点、以下順

4 同一種目で同一順位が複数存在する場合の得点は、同一順位の人数をnとし、その順位

第7条 競技は、以下の種目を行う。

1 男子 アルペン競技 回転、大回転

ノルディック競技 フリー(15km)、クラシカル(10km)、純飛躍(MH)

複合(MH, 25km×2)、リレー(4×5km, コンビネーション)

女子 アルペン競技 回転、大回転

ノルディック競技 フリー(10km)、クラシカル(5km)、純飛躍(MH)

複合(MH, 25km×1)、リレー(3×3km, コンビネーション)

2 新規に競技追加を希望する場合は、希望する大学が夏季会議においてその旨提案し、正

3 雪不足など、やむを得ない事情により当該年度の競技種目に変更される場合、代表者会

第8条 出場資格は以下のとおりとする。

1 正シード

正規参加校の部員登録(全学スキー部に限る)を完了している者は正シードとして参加できる。ただ

2 オープン

正シードの出場資格を満たすものは無条件に出場できる。その他の選手は、開会式までに正規参

第9条 競技に関する抗議方法及び採決方法

1 競技当日に異議申し立てがある場合は、その競技終了後2時間以内に、文書により当該

2 当該競技委員長は裁定委員会を開き、事情聴取を行う。

3 採決方法は、裁定員の過半数の承認をもって裁定委員会の決定とする。なお、賛否同数の

4 裁定委員会は各校代表1名(競技別)及び当該競技委員長によって構成され、当該競技委

5 競技前日までの抗議については、不正と思われる行為の行われた日の代表者会議にお

第10条 本大会の新規加入・再加入・脱退の規定は以下のとおりとする。

1 本大会へ新規に加入を希望する大学は、1年間オープン参加をし、その翌年度の夏季会議

2 本大会からの脱退を希望する大学は、夏季会議において正規参加校の3分の2以上の同

3 2項の規定により脱退した大学が再度本大会への加入を希望する場合には、第1項と同様

第11条 この規約は、正規参加校2校以上の同意をもって変更される。

第12条 大会の運営に関する細則は、国立九大学スキー選手権大会規約細則に定める。

以上

施行 昭和52年8月30日

改正 昭和63年—第6条、第7条

平成 4年—第7条

平成 6年—第8条3項

平成12年—第1条、第2条、第3条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条

平成13年—第8条1項

平成16年—第6条

平成22年—第5条、第6条、第7条、第8条2項、第9条5項、第12条(新設)

平成24年—第4条、第6条、第7条、第8条、第10条

平成25年—第7条、第11条

平成26年—第10条

平成27年—第10条

平成28年—第8条2項

平成29年—第8条1項

平成30年—第6条、第7条、第7条3項(新設)、第8条

令和 元年—第4条、第8条

※備考 (入退会記録)

入会 平成25年—北海道大学・東北大学

退会 平成26年—北海道大学

国立九大学スキー選手権大会規約細則

令和元年8月31日 現在

第1条 「参加」

出場資格のある者は全種目に出場できる。

第2条 「エントリー」

1 エントリー方法

エントリー用紙は試合2日前の代表者会議にて主管校へ提出する。また、運営委員会が認めた場合

2 エントリー変更

エントリーの変更は前日の正午までに大会本部に理由と共に報告する。なお、変更は怪我や病気が

3 差し替え

エントリー変更による差し替えは、正シードについては差し替え可能、繰り上げを不可とする。また、

第3条 「保険」

大会に参加する者は各大学で保険に加入しなくてはならない。競技中における傷害等は自己責任、

第5条 「成績」

1 総合成績

男女別の総合得点およびその合計により、男女別総合成績と男女総合成績を決定する。アルペン

2 新人賞該当資格

新人賞は入学1年目の選手にのみ資格があり、出場資格に関係なく与えられる。新人賞はリレー

第6条 「規約変更」

この規約細則は、国立九大学スキー選手権大会規約に準じており、正規参加校－2校以上の同意

第10条 「競技規則の規定」

当細則の11条から19条はアルペン競技、21条から29条はクロスカントリー競技、31条から39条〈アルペン〉

第11条 「フィニッシュの計時」

1 全ての電気計時システムが正常に作動しない場合、手動計時したタイムが有効となる。

2 電気計時が一時作動しない場合、手動計時のタイムを補正計算して採用する。補正の計時

第12条 「2回行う競技」

1 セカンドカット

セカンドカットの導入は夏季会議での決議事項とする。

2 2回目のスタート順

2回目のスタート時のフリップ人数は夏季会議での決議事項とする。

第13条 「抗議」

1 抗議の方法

失格に対する抗議について、2回行う競技の1回目の競技の場合は、失格掲示後15分以内に行う

2 反証

抗議は詳細な理由を記し、実証されねばならない。証拠を示し、証拠物件(写真・ビデオなど)を添付

3 仮出走

1回目の競技で失格に対する抗議があった場合、2回目の仮出走についての決定は競技委員長に〈クロスカントリー〉

第21条 「競技者の責任」

1 競技者はスタートからフィニッシュまで近道をせず、全ての関門を通過しなくてはならないか

2 両方のスキーは外してもよいが、コース上を前進してはならない。ただし逆行することはよい

3 コースアウトか否かの判断は、異議のあった時点で裁定委員会において裁決をとる。

5 リレーのオーダー用紙は、競技開始予定時刻の一時間前までを提出期限とする。なお、期

第22条 「抗議」

抗議は詳細な理由を記し、実証されねばならない。証拠を示し、証拠物件(写真・ビデオなど)を添付〈飛躍・複合〉

第31条 足切りは飛躍・複合それぞれ指定された人数を選ぶ。具体的人数は台の状態から判断

第32条 公開飛躍練習もシードを設ける。

第33条 純飛躍競技のみに出場する選手が練習を兼ねて複合飛躍に出場することはできない。

第34条 複合の競技形式はグンダーセン方式とする。当該年度の競技形式をマススタート方式(

第35条 公開飛躍において競技参加者の技量が十分でなく、安全な競技の進行が不可能と判断

第36条 雪不足など、やむを得ない事情により複合の競技形式が変更される場合、代表者会議

第40条 「審議」

第11条から第39条に定められた競技規則と全日本スキー連盟競技規則との間で、解釈が曖昧な以上

施行 平成 7年8月30日

改正 平成12年－第6条

平成13年－第21条5項

平成15年－第2条1項

平成22年—第5条2項、第10条(新設)、第40条(新設)

平成25年—第6条

平成28年—第12条1項

平成29年—第2条、第12条1項2項

平成30年—第5条、第11条2項、第22条(新設)、第34条、第36条(新設)

令和 元年—第12条

| | |
|-----------|--------|
| 2(月) | 1/3(火) |
| 飛躍/ 合前 | リレー |
| 合後 | 閉会式 |

神戸大学、九州大学、東北大学を正規参加校とし、各スキー部の技術の向上を目指すと共に親睦を図るものである。
、一橋大学、東北大学、名古屋大学、東京大学、神戸大学、九州大学、の順に主管校を務め、任期は5月1日より翌年4月
31日を得ず夏季会議に出席できない大学は、予め提示された議案について書面を提出して表決するか、委任状を提出して他
会議は大会運営を討議の上、過半数の大学の賛成をもって決定する(同数の場合は主管校に一任する)。

順位1点を与える。

出場者は上位8位に、1位9点、2位7点、以下1点ずつ下がり8位1点を与える。出走者が7名以下の場合は出走者数を n とし、 n 位ごとに $(n+1-\text{順位})$ の得点を与える。

を含めて n 番目まで下位の順位の得点を加え、その n 分の1をその順位の得点とする(小数第2位を四捨五入)。

正規参加校の過半数の賛成をもって、同年度の大会において実施する。ただし、かかる実施においては前条が規定する得点
(議案CM)で採決を行い、過半数の大学の賛成をもって変更される。

ただし、大学院生、聴講生、校外生又は本大会に正シード出場4回を超えた者は参加できない。各校の正シード参加選手は各
校の過半数の承認を得ることで参加が可能となる。オープンリレーは各校4チームまでとし、その他の競技の参加人数は

競技委員長に提出する。

その場合は当該競技委員長に一任する。

委員長は議事の進行にあたる。

抗議者は文書を提出し、当該競技委員長は裁定委員会を開くことができる。

議において正規参加校の3分の2以上の同意により正式加入が認められる。

同意により脱退が認められる。ただし、当該大学が主管校である場合、または翌年主管校となる場合には、脱退は認められ
ないとする。

金は運営委員会の認めた所定の様式と日時でのインターネットによる提出も可能とする。なお、2日前に代表者会議を行わ
ばどやむを得ない場合のみ認める。

オープンについては差し替え・繰り上げ共に可能とする。

とする。また、運営のために提供した物品が破損した場合は代表者会議もしくは夏季会議で全大学からの承認をもって、全
競技・ノルディック競技のどちらかがすべて行われない場合または3種目以上かけた場合には、男女別総合優勝、男女総
以外の全種目に設置する。

をもって変更される。

ミは飛躍複合競技に関する競技規則とする。ここに記述のない事項については全日本スキー連盟競技規則を適用し、相反

章は、タイムが計測できなかった選手の前10名の、電気計時から手動計時を引いた差の合計を10で割り、小数第3位を四

ものとする。その際は口頭でも認める。

ナするか、それが存在することを口頭で伝えなくてはならない。

ネ委ねるものとし、失格についての最終的な決定は裁定委員会で行う。

ノ、競技途中でコースアウトした場合は、コースアウトした地点まで戻り走り出せばよい。

ハ。

限を過ぎた場合、そのリレーチームの出走を取り消す。

ナするか、それが存在することを口頭で伝えなくてはならない。

ナする。

ニ変更する場合、夏季会議で過半数の大学の賛成をもって変更される。

断される選手は、競技委員長の判断でオフィシャルカットを受ける。

ニ過半数の大学の賛成をもって変更される。

ニ事項について抗議が発生した場合には、国立九大学スキー選手権大会規約第9条に従う。

30日迄とする。

の大学に表決を委任することができる。この書面または委任状を提出した大学は夏季会議に出席したものとみなす。た

し、1位 $n+1$ 点、以下順位ごとに($n+1$ -順位)の得点を与える。

は付与しない。当該競技は、その翌年度の夏季会議において、前項の競技種目に追加する旨の規約変更の議題とされ

る。種目6名、リレーにおいては1チームとする。正シードに登録する選手は全日本スキー連盟競技規則で定められた規定

に夏季会議で決定する。

ない。

ない場合については、その提出方法について夏季会議にてあらかじめ確認を行うものとする。

:額もしくはその一部を補償される権利を有する。

合優勝を出さない(エントリーなしで種目が開催されない場合を除く)。同ポイントの場合、リレーの順位が上の大学を上位

する事項については11条から39条を優先する。解釈について対立が生じた場合については、40条に定める。

捨五入した値をタイムが計測できなかった選手の手動計時タイムに加算する。前の選手が10名に満たなければ不足ク

だし、主管校が定める期限までに書面または委任状

に沿った道具を使用する。規定に沿わない道具を用

とする。それでも順位が決定しない場合、1位の競

は後の選手のタイムで計算を行う。

